

2010年7月

発行登録追補目論見書



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年7月27日満期
ブラジル・リアル建社債(円貨決済型)

— 売出人 —

エイチ・エス証券株式会社

1. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本社債は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Notes are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a United States person, except in certain transactions permitted by U.S. taxation regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986 and regulations thereunder.

2. 本社債はブラジル・リアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・リアルで表示されますが、その支払いは、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 21-外 20-11

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 22 年 7 月 1 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務担当取締役
(Group Finance Director)
クリストファー・ルーカス
(Christopher Lucas)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 樋 口 航
同 飛 岡 和 明
同 濱 本 浩 平

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 22,000,000 ブラジル・リアル (円貨換算額 1,101,980,000 円)
(上記円換算額は 1 ブラジル・リアル=50.09 円の換算率 (2010 年
6 月 28 日現在の PTAX レートとしてブラジル中央銀行により発表さ
れたブラジル・リアル/円の売買相場の仲値の逆数として計算され
るレート) による。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 21 年 8 月 13 日
効力発生日	平成 21 年 8 月 21 日
有効期限	平成 23 年 8 月 20 日
発行登録番号	21-外 20
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
21-外 20-1	平成 21 年 9 月 4 日	450 億円	該当なし。	
21-外 20-2	平成 21 年 9 月 25 日	815,000,000 円		
21-外 20-3	平成 21 年 12 月 14 日	612,000,000 円		
21-外 20-4	平成 22 年 3 月 5 日	991,800,000 円		
21-外 20-5	平成 22 年 3 月 16 日	394,000,000 円		
21-外 20-6	平成 22 年 4 月 2 日	1,293,000,000 円		
21-外 20-7	平成 22 年 5 月 7 日	1,310,500,000 円		
21-外 20-8	平成 22 年 5 月 25 日	637,000,000 円		
21-外 20-9	平成 22 年 5 月 28 日	1,216,750,000 円		
21-外 20-10	平成 22 年 6 月 4 日	20,000,000,000 円		
実績合計額		72,270,050,000 円	減額総額	0 円

【残額】 927,729,950,000 円
 (発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。
 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	25
第二部 公開買付けに関する情報	26
第三部 参照情報	26
第1 参照書類	26
1 有価証券報告書及びその添付書類	26
2 四半期報告書又は半期報告書	26
3 臨時報告書	26
4 訂正報告書	26
第2 参照書類の補完情報	26
第3 参照書類を縦覧に供している場所	26
第四部 保証会社等の情報	26
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	27
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	28

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は	
「計算代理人」	バークレイズ・バンク・ピーエルシー
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「円貨」	日本の法定通貨
「ブラジル・レアル」	ブラジル連邦共和国の法定通貨
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年7月27日満期ブラジル・リアル建社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	22,000,000 ブラジル・リアル(注2)	売出価額の総額	11,721,600 ブラジル・リアル(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000 ブラジル・リアル
償還期限（満期日）	2017年7月27日（ロンドン時間）（以下「満期予定日」という。）（注3）		
利率	年率0.50%		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。） 東京都新宿区西新宿 6-8-1		
摘要	<p>(1) 利払日 利息は2010年7月27日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、上記利率を付し、2011年1月27日を初回として、満期日（その日を含む。）までの期間、毎年1月27日及び7月27日（ロンドン時間）（以下「利払予定日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払予定日（その日を含む。）から翌利払予定日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、6か月分を円貨で後払いする。利払予定日が営業日でない場合には、利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、調整が行われなければ利払予定日の直前の「観察日」（以下に定義される。）であったはずの観察日が「翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整された場合、又は「為替観察延期」（以下に定義される。）が適用された場合には、利払日は当該観察日の後可能な限り早い日（但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日）とする。なお、発行会社はかかる利払日の延期につき利息その他の追加額を支払う義務を負わない。</p> <p>(2) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p> <p>本社債には格付は付与されない。発行会社の長期債務には、本書の作成日現在、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズにより AA-の格付が付与されている。</p>		

（注1）本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2009年8月5日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注2）に記載のマスター代理人契約に基づき、2010年7月26日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

（注2）本社債は、発行会社（以下「発行会社」という。）、保証会社、計算代理人（以下「計算代理人」という。）としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行会社としてのパークレイズ・キャピタル（ケイマン）リミテッド、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、
「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下において定義す

る。)及び特定のシリーズの本社債の発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人(以下において定義する。)及び特定のシリーズの本社債の発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。) 、ニューヨークにおける登録機関(以下「ニューヨーク登録機関」という。)兼米国における主たるワラント代理人(以下「米国における主たるワラント代理人」という。)兼ニューヨーク市における代理人(以下「ニューヨーク代理人」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人(以下「ルクセンブルク代理人」という。)兼ルクセンブルクにおける登録機関(以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク(ルクセンブルク)エスエー、並びに計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドの間において2009年8月5日付で締結された代理人契約(以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時更新又は補足される代理人契約を含む。)に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券(以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」又は「包括社債」という。)に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある最終条件書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(又は一部交換)により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。)及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。)の所持人(以下「利札所持人」という。)は、マスター代理人契約及び適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件」「社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2009年8月5日付で発行会社により発行された約款(Deed of Covenant)の利益を享受する権利を有する。

(注3) 満期日は、修正翌営業日調整により調整される場合がある。但し、「償還金額決定為替観察日」(以下に定義される。)が翌営業日調整により調整された場合、又は為替観察延期が適用された場合には、満期日は償還金額決定為替観察日の後可能な限り早い日(但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日)とする。

なお、発行会社は満期予定日から満期日までの期間につき利息その他の追加額を支払う義務を負わない。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の 53.28% (注1)	申込期間	2010年7月1日から 2010年7月23日まで
申込単位	額面 10,000 ブラジル・レ アル以上 額面 10,000 ブラジル・レ アル単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本 店及び所定の営業所(注 2)	受渡期日	2010年7月27日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をブラジル・レアルにて支払う。

(注2) 本社債の申込及び払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人(United States Person)に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。この(注4)において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

- (1) 本社債には、上記「1. 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－利率」に記載の利率で、2010年7月27日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、額面に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が（以下に規定されるとおり）発行会社の選択により期限前に償還されない限り、2011年1月27日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの各年1月27日及び7月27日（ロンドン時間）（以下「利払予定日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払予定日（その日を含む。）から翌利払予定日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について円貨で後払いされる。利払予定日が営業日でない場合には、利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、調整が行われなければ利払予定日の直前の観察日であったはずの観察日が翌営業日調整により調整された場合、又は為替観察延期が適用された場合には、利払日は当該観察日の後可能な限り早い日（但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日）とする。なお、発行会社はかかる利払日の延期につき利息その他の追加額を支払う義務を負わない。

「営業日」とは、利払日及び満期日の決定に関して、(i)サンパウロ、リオデジャネイロ、又はブラジリア、(ii)東京、(iii)ロンドン及び(iv)ニューヨーク（但し、約定日（2010年6月28日）後の「予定外休日」（以下に定義される。）の場合には、上記のうち東京、ロンドン及びニューヨークのみ）において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる調整方法をいう。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

利息額の決定

各利息計算期間につき、当該利息計算期間最終日の直前の観察日となる予定の観察日時点で計算
代理人が以下の算式により決定する、円貨建ての1社債当たりの利息額

$$\text{利率} \times \text{額面金額} \times \text{外国為替レート1 (1円未満四捨五入)}$$

「外国為替レート1」とは、観察日について、当該観察日時点の円/リアル参照レートの逆数として計算されるレートをいう。

「円/リアル参照レート」とは、観察日の午後 6 時頃（サンパウロ時間）にブルームバーグの「BZFXJPY<Index>」のページ上に円/リアルのアスク・レートとして表示される、2 営業日以内に決済される日本円のための円/リアルのオファード・レート（1 円当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。）をいう。当該数値は、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

当該観察日（又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日）において、何らかの理由により円/リアル参照レートが入手できない場合には、当該観察日の円/リアル参照レートは、以下の算式に従って計算代理人により決定される。

リアル直物レート/円直物レート（小数点以下第 3 位を四捨五入）

「円直物レート」とは、観察日について、当該観察日の午後 4 時頃（ロンドン時間）にブルームバーグの「WMCO」のページ上に「Bid」の見出しのもと、また「JPY」の右欄に表示される、米ドル/円のビッド側の為替レート（1 米ドル当たりの円の数値で表示される。）をいう。但し当該観察日の当該時間までに上記のとおりレートが表示されない場合には、計算代理人が、その単独の裁量により、自身が適当と判断する情報及び手法を用いて円直物レートを決定する。

「リアル直物レート」とは、観察日について、リアル PTAX レート（BRL09）をいう。

「リアル PTAX レート」又は「BRL09」は、レート計算日に関する直物レートとして、ブラジル中央銀行が当該レート計算日の午後 6 時頃（サンパウロ時間）までに SISBACEN データシステム上に取引コード PTAX-800（「Consulta de Cambio」又は「Exchange Rate Inquiry」）の「Option 5」（Cotacoes para Contabilidade）又は「Rates for Accounting Purposes」）のもとで表示する 2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・リアル/米ドルのオファード・レート（1 米ドル当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。）が使用されることを意味する。

「観察日」とは、各利払予定日及び満期予定日（適宜）の 10 営業予定日前にあたる各日（以下「観察予定日」という。）（但し、当該日が予定外休日である場合には、翌営業日調整により調整が行われる。）をいう。前記にかかわらず、当事者が、約定日（2010 年 6 月 28 日）時点においてニューヨークにおける営業予定日でない観察予定日を指定した場合でも、当該日がニューヨークにおける営業日でないことを理由に調整が行われることはない。

「償還金額決定為替観察日」とは、満期予定日の 10 営業予定日前にあたる日（必要に応じて上記のとおり調整された日）をいう。

「営業日」とは、観察日及び償還金額決定為替観察日の決定に関して、(i)サンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジリア、及び(ii)ニューヨーク市において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「営業予定日」とは、予定外休日が発生又は継続しなければ観察日の決定に適用される営業日となる各日をいう。

「予定外休日」とは、非営業日であり、市場が当該観察予定日の2営業日前の午前9時（参照通貨（ブラジル・リアル）の主な金融センター（サンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジリア）の現地時間で）までに（公的発表又はその他の公的に入手できる情報を参照することにより）当該日が非営業日であるという事実を覚知できなかった日をいう。

予定外休日の発生に伴い観察予定日に翌営業日調整が適用されることとなり、当該観察日が観察予定日から連続して30日間以内に到来しない場合（以下「延期期間」という。）には、延期期間後の、予定外休日が発生していなければ営業日であったと思われる次の日が当該観察日であるとみなされる。

本要項における別段の記載にかかわらず、いかなる場合においても(i)観察予定日が予定外休日により延期されている、又は(ii)「為替観察延期」（以下に定義される。）が発生している（又は(i)及び(ii)の双方が発生している）連続した暦日の総数は、30暦日を超えてはならない。したがって、(x)かかる30日間が経過した時点で、予定外休日が発生し又はかかる期間後も継続している場合には、当該日を当該観察日とみなし、(y)かかる30日間が経過した時点で、「価格ソース障害」（以下に定義される。）が発生し又はかかる期間後も継続している場合には、為替観察延期は適用されず、当該観察日のリアル直物レートは下記「2. 償還及び買入れ」「(3) 障害フォールバック」に記載の「障害フォールバック」に従って決定される。

- (2) 利息は、毎月30日の12か月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1か月に満たない期間は、実際に経過した日数による。
- (3) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に期限前償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に計算代理人が以下の算式に従って決定した金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。

$$100\% \times \text{額面金額} \times \text{外国為替レート} 2 \text{ (1円未満四捨五入)}$$

満期償還額は円貨で支払われ、満期日に本社債につき支払われる利息も円貨で支払われる。

「外国為替レート2」とは、「外国為替レート1」と同じ意味を有する。但し、「観察日」についての記述は、「償還金額決定為替観察日」についての記述であるとみなす。

(2) 発行会社課税事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の期限前償還又は調整

発行会社は、「発行会社課税事由」（本要項第5項に定義される。）及び/又は「法の変更」（以下に定義される。）及び/又は「ヘッジ障害」（以下に定義される。）及び/又は「ヘッジ費用の増加」（以下に定義される。）が発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量により、以下を行うことができる。

- (a) 計算代理人に、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本社債に及ぼす経済的効果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請すること。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従いかかる調整について社債権者に通知する。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、計算代理人及び/又は発行会社によりなされた判断及び/又は調整につき所持人、社債権者又はその他の者に対して責任を負わない。
- (b) 本要項第10項に従い本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日において「期限前償還額」（以下に定義される。）により当該シリーズの本社債のすべてを償還すること。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2010年6月28日）以降、(A)適用される法律若しくは規則（税法を含むがこれに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更により、又は(B)正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局による適用される法律若しくは規則の解釈の公表若しくは変更（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量にて(X)発行会社及び/若しくはその関連会社が本社債に関連するヘッジ・ポジションを保有、取得、取引、若しくは処分することが違法となったか、又は(Y)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる（租税債務

の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。)と判断した場合をいう。

「ヘッジ障害」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A) 本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B) かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が(A) 本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(B) かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課徴金、費用又は料金(委託売買手数料を除く。)の金額が(本社債の約定日(2010年6月28日)において存在する状況と比較して)著しく増加することになる場合をいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の当該社債の時価に対して、本社債の期限前償還又は消却にあたり発行会社により(又は発行会社に代わって)負担される(又は負担されることが予想される)すべての費用、損失、経費及びその他の経費(ヘッジ解除費用及び期限前返済手数料(実費であるか名目金額であるかを問わない。))を含むが、これにより前記を反復又は制限するものではない。)を考慮した調整を行った金額として計算代理人が決定した本社債の指定券面額当たりの金額をいう。計算代理人は、期限前償還額の決定にあたり、実勢市場価格及び/若しくは独自の価格決定モデルを使用することができ、又は(これらの価格決定方法により商業上合理的な結果が得られないと思われる場合には、)かかる期限前償還額を商業上合理的な方法により見積もることができる。期限前償還額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的な範囲で可及的速やかに、計算代理人により決定される。計算代理人は、「債務不履行事由」(以下に定義される。)の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

(3) 障害フォールバック

レアル直物レートに関して外国為替障害事由が発生した場合、以下のフォールバック規定が適用される。但し、障害フォールバック規定に関して、外国為替障害事由とは、「価格ソース障害」(以

下に定義される。)又は「価格に関する重大事由」(以下に定義される。)の発生を意味するものとみなされる。

観察日(又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日)において外国為替障害事由が発生し継続している場合には、リアル直物レートは、以下の障害フォールバック規定に記載の、最初に適用される障害フォールバックの条件に従って計算代理人により決定される。

上記において「障害フォールバック規定」とは、障害フォールバック 1、障害フォールバック 2、障害フォールバック 3 及び障害フォールバック 4 のそれぞれをいう。外国為替障害事由の発生後に観察日のリアル直物レートを決定する場合、計算代理人はまず、障害フォールバック 1 の規定を適用することにより当該観察日のリアル直物レートを取得するよう努める。障害フォールバック 1 の規定を適用しても当該観察日のリアル直物レートを得られない場合、計算代理人は障害フォールバック 2 の規定を適用することにより当該観察日のリアル直物レートを決定するよう努める。また、障害フォールバック 2 の規定を適用しても当該観察日のリアル直物レートを得られない場合は、計算代理人は障害フォールバック 3 の規定を適用することにより当該観察日のリアル直物レートを決定する。障害フォールバック 3 の規定を適用してもなお当該観察日のリアル直物レートを得られない場合には、計算代理人は障害フォールバック 4 の規定を適用することにより当該観察日のリアル直物レートを決定する。

「障害フォールバック 1」とは、「EMTA ブラジル・リアル産業調査レート(BRL12)」(以下に定義される。)をいう。

「障害フォールバック 2」とは、価格ソース障害が消滅した直後の最初のサンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジル及びニューヨークにおける営業日における EMTA ブラジル・リアル産業調査レート(BRL12)をいう。但し、価格ソース障害が(価格ソース事由が発生していなければ観察日であったはずの日から起算して)最大延期日数に相当する連続した暦日間継続した場合(かかる事態を、以下「為替観察延期」という。)はこの限りではない。

「障害フォールバック 3」とは、最大延期日数(以下に定義される。)が経過した後の最初の営業日における「EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査レート(BRL13)」(以下に定義される。)をいう。

「障害フォールバック 4」とは、計算代理人が、自身が誠実な判断により関係あると判断する一切の情報を勘案した上で当該観察日のリアル直物レートを決定することを意味する。

「最大延期日数」とは、30 暦日をいう。

本社債に関して、(i)リアル PTAX レート又は BRL09、(ii)EMTA ブラジル・リアル産業調査レート又は BRL12、及び(iii)EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査レート又は BRL13 において言及されている「営業日」とは、「サンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジルにおける営業日」を意味するものとみなされる。

「価格ソース障害」とは、ある観察日（又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日）において、又はかかる日に関して、外国為替レートを取得することが不可能又は実行不能となることをいう。

「価格に関する重大事由」とは、プライマリー・レート（以下に定義する「リアル PTAX レート (BRL09)」）と、セカンダリー・レート（以下に定義する「EMTA ブラジル・リアル産業調査レート (BRL12)」又は「EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査レート (BRL13)」）（適宜）との差異が、「価格に関する重大パーセンテージ」（3%）以上であるという事態が発生した場合（但し、観察日において EMTA ブラジル・リアル産業調査又は EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査に対する回答が不十分な場合も「価格に関する重大パーセンテージ」の要件が満たされたものとみなされる。）をいう。

「リアル PTAX レート」又は「BRL09」は、レート計算日に関する直物レートとして、ブラジル中央銀行が当該レート計算日の午後 6 時頃（サンパウロ時間）までに SISBACEN データシステム上に取引コード PTAX-800（「Consulta de Cambio」又は「Exchange Rate Inquiry」）の「Option 5」（Cotacoes para Contabilidade）又は「Rates for Accounting Purposes」）のもとで表示する 2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・リアル/米ドルのオファード・レート（1 米ドル当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。）が使用されることを意味する。

「EMTA ブラジル・リアル産業調査レート」又は「BRL12」は、レート計算日に関する直物レートとして、当該レート計算日の午後 3 時 45 分頃（サンパウロ時間）又はその後可及的速やかに EMTA のウェブサイト（www.emta.org）において公表される、2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・リアル/米ドルの指定レート（1 米ドル当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。）が使用されることを意味する。直物レートは、EMTA ブラジル・リアル産業調査方法論（EMTA ブラジル・リアル産業調査レートを決定するためにブラジル・リアル/米ドル直物為替市場の活発な参加者であるブラジルの金融機関の集中化された産業界全般の調査のための 2004 年 3 月 1 日付の方法論（その後の修正を含む。）を意味する。）に従って EMTA（又は EMTA がその単独の裁量で選定するサービス・プロバイダー）により計算される。

「EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査レート」又は「BRL13」は、レート計算日に関する直物レートとして、当該レート計算日の午後 12 時頃（サンパウロ時間）又はその後可及的速やかに EMTA のウェブサイト（www.emta.org）において公表される、2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・リアル/米ドルの指定レート（1 米ドル当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。）が使用されることを意味する。直物レートは、EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査方法論（EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査レートを決定するためにブラジル・リアル/米ドル直物為替市場の活発な参加者である金融機関の集中化された産業界全般の調査のための 2004 年 3 月 1 日付の方法論（その後の修正を含む。）を意味する。）に従って EMTA（又は EMTA がその単独の裁量で選定するサービス・プロバイダー）により計算される。

(4) 外国為替障害事由が発生した場合の手続

いずれかの時点で一つ又は複数の強制的外国為替障害事由又は選択的外国為替障害事由（以下に定義する。）が発生し、継続している場合、発行会社はその単独かつ絶対的な裁量において、下記ア乃至エに掲げる行為のうち一つ又は複数を行うことができる。

ア 関連する償還金額及び/又は本社債に関して支払われる金額から、かかる外国為替障害事由に関連して発生した費用、経費、料金及び/控除額に相当する金額として計算代理人が計算した金額を控除すること。

イ クーポン判定日、利払日、任意期限前償還日、期限前償還日、並びに/又は関連する償還金額及び/若しくはその他の本社債に関して支払われる金額の支払を調整すること。

ウ （価格ソース障害（以下に定義する。）の場合は）下記①又は②を特定し、採用すること。

① 計算代理人がその単独の裁量により選択した、適切かつ代替的な価格又はレートソース或いは決定方法（ディーラー調査、又は関連する外国為替に相当する為替レートを表示する上で当該ページ若しくはサービスの代替となるその他の公表ページ若しくはサービスを参照することもできるが、参照しなくともよい。）

② 日本円又はブラジル・リアルの代替。

エ 本要項に基づいて行使することができる権利を行使する（上記(3)に規定されている消却又は調整に関する権利の行使を含むが、これに限らない。）にあたり、関連する外国為替障害事由を、本社債につき追加障害事由が発生したものととして取り扱うこと。

「強制的外国為替障害事由」とは、（計算代理人の単独の判断において）以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

① 通貨の切替え：関連する通貨が存在しなくなり、新通貨に切り替えられた場合。

- ② 二重の為替レート：関連する外国為替が二つ又はそれ以上の為替レートに分かれた場合。
- ③ 政府機関事由：関連する法域の政府機関が、発行会社が本社債に関するその債務をヘッジする能力又はかかるヘッジを解除する能力に重大な影響を及ぼす可能性のある規制を課す予定につき公告を行った場合。
- ④ 非流動性：発行会社が通貨を取得すること若しくは適当な金額の関連する外国為替を取得若しくは使用することが不可能又は実行不能となり、又はその可能性がある場合。
- ⑤ 転換不能性：発行会社が慣例的かつ合法的なルートを通じてある関連通貨を別の通貨に転換することが不可能及び/又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由（遅延、費用の増加若しくは差別的な為替レート、又はある通貨の別の通貨への還流に関する現在若しくは将来の制限により転換性を阻害又は制限するという直接的又は間接的影響を持つ事由を含むが、これに限らない。）が発生した場合。
- ⑥ 送金不能性：発行会社が決済通貨その他関連する通貨を当該口座に送金することが不可能及び/又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由が関連法域において発生した場合、或いは関連法域に影響を及ぼすそのような事由が生じた場合。
- ⑦ 価格ソース障害：クーポン判定日において、又クーポン判定日に関して、関連する外国為替を取得することが不可能又は実行不能となった場合。

「選択的外国為替障害事由」とは、本社債に関して、「価格に関する重大事由」の発生をいう。

(5) 買入れ及び消却

発行会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社により又は発行会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社及び保証会社の義務は免除される。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の事務取扱店舗において当該社債券及び関連する利札を発行・支払人に呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額の一部の支払若しくは一部の交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また当該社債の決済条件に従うことを条件として行われ、(i) 支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する円貨での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(ii) 交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

本要項において、「支払日」とは、以下の(a)及び(b)の双方を満たす日をいう。

(a) (i) 社債券が呈示される場所、(ii) ロンドン、東京、ニューヨーク及びサンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジルにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(b) 以下のいずれかに該当すること。

(i) ユーロ以外の通貨で支払われる金額に関しては、当該通貨を使用している国の主な金融センターにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(ii) ユーロで支払われる金額に関しては、欧州自動即時グロス決済高速振替（TARGET）システムが稼動している日。

本社債に関する支払期日が支払日でない場合、かかる支払は当該場所における翌支払日まで行われず、かかる社債の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利払は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利払に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行、消却、又は最終現金決済金額及び/又は期限前現金決済金額及び/又は本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、又はそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。関連する発行会社は、かかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において(i)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(ii)「利息」は一切の利息額及び本要項第1項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(iii)「元本」及び/又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、期限前現金決済金額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する。

- (a) 本社債の利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額（以下「留保金額」という。）が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なうものであり、且つ当該違反が、本社債の元本金額の少なくとも10分の1を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

7. 時効

発行会社に対する、本社債又は利札にかかる支払又は交付に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われなかった限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又はその他の関連当局により取引を認められている場合は）関連証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び/又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び/又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でない
と判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第 10 項に従ってその後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも 21 暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の 10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する 2 名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の 75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する 2 名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社

債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii) 本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv) 適用ある最終条件書に、利率の上限及び/若しくは下限、若しくは決済金額若しくは受領可能資産の上限及び/若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び/若しくは下限を引き下げること、(v) 決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi) 本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、(vii) 社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること、又は(viii) 保証契約を変更若しくは解除すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議（以下「特別決議」という。）とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、償還されていない本社債を除いて、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社及び保証会社の代理人としてのみ行なうるものであり、社債権者に対していかなる義務も負わず、また社債権者のために或いは社債権者との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(i) 発行・支払代理人1名、(ii) (記名式社債券に関しては) 登録機関1名、(iii) (記名式社債券に関しては) 名義書換代理人1名、(iv) (本要項により要求される場合には) 1名又は複数の計算代理人、(v) 欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(vi) 本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(vii) EC 理事会指令(2003/48/EC)又は2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施する

その他の指令を施行する法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第10項に従って社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社若しくは保証会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第10項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社、保証会社及び諸代理人の責任

発行・支払代理人及び計算代理人（場合に応じて）は、本要項に基づいて行なわれた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定はすべて（明白な誤りの場合を除く。）、発行会社、保証会社、諸代理人及び社債権者に対して最終的で拘束力を有するものとする。

発行会社、保証会社又はいずれの代理人も、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット、ロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも（自身の側に詐欺行為があった場合を除く。）、社債権者が被った損失、損害、債務、費用、請求、訴訟又は要求につき、社債権者に損害賠償金を支払う義務を負わない。また、発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも、逸失利益、間接的損失若しくは損害、又は結果的損失若しくは損害につき、（かかる損失が生じる可能性について事前に通知を受けていたか否かにかかわらず）社債権者に対して責任を負わない。

発行会社、保証会社又は諸代理人のいずれかが、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット、ロックアウトその他同様の事象又は状況により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法

(a) 本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 本社債、利札及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面 10,000 ブラジル・レアルの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第 10 項に従って迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

下記に従うことを条件として、発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括無記名式社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいう。

本社債券が、関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカストディアンにより保有されているか、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券（以下「決済済み社債券」という。）である限り、当該時点において関連決済システムの記録に、当該包括社債券により表章される本社債の特定の額面金額の所持人として掲載されている者（関連決済システム自身を除く。）（かかる点において、ある者の勘定に記録されている本社債の額面金額に関して当該関連決済システムが発行した証明書その他の文書は、明白な誤りがある場合を除き、あらゆる目的上、決定的かつ拘束力を有するものである。）は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）発行会社、保証会社及び関連する諸代理人により、あらゆる目的上（但し、本社債に基づく支払、償還又はオプション若しくは選択権の行使に関連して要求されるかかる本社債に関する支払及び交付、並びにかかる本社債の預託又は提出に関する場合を除く。）、社債権者として、またかかる額面金額の本社債の完全な所有者として扱われる。

支払及び交付、並びに決済済み社債券を預託及び/又は提出する義務に関して、かかる決済済み社債券の所持人としての関連共同預託機関、コモン・セーフキーパー、カストディアン又はノミニーは、発行会社、保証会社及び関連する諸代理人により、当該包括社債の条件に基づき、またかかる条件に従うことを条件として、かかる額面金額の本社債の完全な所有者として扱われる。決済済み社債券に関する支払及び交付は、包括社債券の呈示と引き換えに、関連決済システムを通じてなされる。

NGN 様式の決済済み社債券の場合、発行会社は、本社債に基づく交換、支払、消却、オプション又は権利の行使が、関連決済システムの記録に記入されるよう手配し、かかる記入がなされ次第、元金の支払に関して、包括社債券により表章される額面金額は、それに応じて調整される。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び/又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、潜在的な買主に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ潜在的な買主の税務上の居住地及び/又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の潜在的な買主は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は買主が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び/又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、当行が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社又は保証会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 本社債に対する利息の支払

(i) 発行会社による利息の支払

発行会社は、発行会社が 2007 年所得税法（以下「本件法」という。）の第 991 条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第 878 条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合には、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(b) 支払が本件法第 936 条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、(かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において) 税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準レートにより、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国内の者で、個人である他者に利息を支払うか又はかかる他者に代わって利息を受領する者は、受取人又は利息を受領する権利を有する者の身元に関して英国歳入税関庁に一定の情報を提供することを要求される可能性がある。特定の状況においては、かかる情報が他国の税務当局との間で交換される場合がある。

上記の規定は、特定の状況においては、「割引率の高い有価証券」(2005 年所得税(取引その他の収入)法)第 4 部第 8 章に定義される。)に該当する本社債の償還時に支払われるべき金額の支払にも適用される可能性がある。しかしながら、英国歳入税関庁の公表済みの実務によれば、かかる情報は、2010 年 4 月 5 日より前に支払われたかかる償還金額については必要とされないことになっている。

2. 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本の税法」という。)上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本の税法の定めるところにより、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上 20% (15%の国税と 5%の地方税)の源泉所得税を課される(租税特別措置法第 3 条の 3、地方税法 71 条の 5 及び 6)。居住者においては、当該源泉所得税の徴収

により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の償還金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取扱われるものと思われる。償還差益として取扱われ、かつ、当該差益が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取扱われ、総合課税の対象となる（所得税法第 35 条第 1 項、所得税基本通達 35-1(3)）。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また本社債の償還金額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損を日常的な家庭内の事項に関して生じた損失又は利子所得を得るための支出とみなされる可能性は実質的には否定できず、その場合、個人投資家に発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。

内国法人投資家が本社債を譲渡した場合及び外国法人投資家が本社債を国内の営業所を通じて譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額又は損金の額として課税所得に算入され法人税及び地方税が課されるものと考えられる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合、原則として、その譲渡益に対する租税は課されないものと考えられ、その譲渡損はなかったものとみなされるものと考えられる（租税特別措置法第 37 条の 15 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号）。しかし、社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が 100 分の 150 以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）については、その譲渡に関する損益は総合課税の対象となる（租税特別措置法第 37 条の 16 第 1 項第 2 号、同法施行令第 25 条の 15 第 2 項第 4 号）。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が 100 分の 150 以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性もあるといえる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取扱われなない。したがって、本社債にかかる利息及び償還差益で、日本国の非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

為替レート変動リスク

本社債はブラジル・レアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・レアルで表示されるが、その支払は、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受ける。ブラジル・レアルは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、より大きく変動する。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがある。

金利

本社債の利息額は、ブラジル・レアルで表示される。したがって、償還前の各本社債の価値はブラジル・レアルの金利の変動の影響を受ける。通常の状態のもとでは、本社債のブラジル・レアル建ての価値は、ブラジル・レアルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

ブラジル連邦共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やブラジル・レアルの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

税金

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2009年度（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）
平成22年6月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役 クリストファー・ルーカス

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。

- 2 当社は一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されております（これらの格付が公表されている場合に限ります。）。
 - (1) 格付が付与されている社債券（すでに発行されていたもの）の名称
パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)
格付 Aa3
(格付を付与し、公表している格付機関名 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

 - (2) 格付が付与されている社債券（すでに発行されていたもの）の名称
パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)
格付 AA-
(格付を付与し、公表している格付機関名 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス)

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。

1. 事業内容の概要

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

UKリテール・バンキング

UKリテール・バンキングは、パーソナル・カスタマー、ホーム・ファイナンス、ローカル・ビジネス、コンシューマー・レンディング及びパークレイズ・ファイナンシャル・プランニングの各部門で構成される。

当事業部門は、顧客との間でより広く深い関係を築くことを狙いとしている。パーソナル・カスタマー及びホーム・ファイナンスはリテール顧客に対して、当座預金、貯蓄預金及び投資商品、ウールウィッチブランドのモーゲージ並びに一般保険を含めた幅広い商品及びサービスを提供している。パークレイズ・ファイナンシャル・プランニングは、富裕層顧客に対して、バンキング、投資商品及びアドバイスを提供している。

ローカル・ビジネスは、小規模法人顧客に対してバンキング・サービスを提供している。またUKリテール・バンキングは、パークレイズ・ストックブローカーズ等のパークレイズのその他の事業部門からより専門的なサービスを受けるための玄関口としての機能も果たしている。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

パークレイズ・コマーシャル・バンク

パークレイズ・コマーシャル・バンクは、英国各地で、リレーションシップ、地域、セクター及び商品の専門家のネットワークを通じて顧客にバンキング・サービスを提供している。

当事業部門は、取引先のニーズを把握するべく取引先と緊密に連絡をとりながら、商品、専門知識及びサービスの総合的な組み合わせで構成される、資金調達、リスク管理、取引及びキャッシュ・マネジメントに関するソリューションを提供している。これには、専門企業によるアセット・ファイナンス及びリーシング・ファシリティが含まれる。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

パークレイカード

バークレイカードは、クレジットカード及び消費者金融貸付業務を含め、消費者及び法人顧客に対してマルチブランドの国際的な支払サービスを提供している。現在、バークレイカードは欧州有数のクレジットカード会社の一つであり、アメリカ合衆国及び南アフリカでも急速に事業を拡大している。

英国における消費者向け支払サービスには、「バークレイカード」ブランドのクレジットカード、主要ブランドと提携した提携カード事業及び有担保貸付事業が含まれる。

バークレイカードは現在、ドイツ、アメリカ合衆国及び南アフリカで事業を展開している。スカンジナビアにおいては、バークレイカードはスウェーデンバンクとの合弁企業であるエンターカードを通じて業務を行っている。

バークレイカードの英国及び海外における支払サービスでは、87,000件の小売店及び業者のために（対面取引及びインターネット取引の双方について）支払承諾サービスを提供しているほか、市場をリードする非接触型カードの承諾サービスを提供している。またバークレイカードは法人顧客及び英国政府に対してクレジットカード及びチャージカードを発行し、小売店及び自動車ディーラー店においてセールス・ファイナンスを提供している。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

西ヨーロッパ

「GRCB－西ヨーロッパ」は、スペイン、ポルトガル、フランス、イタリア及びロシアにおけるリテール・バンキング業務及びコマーシャル・バンキング業務並びにバークレイカード業務で構成されている。

「GRCB－西ヨーロッパ」は、リテール・モーゲージ、当座預金及び定期預金、商業貸付、無担保貸付、クレジットカード並びに投資及び保険商品を含めた様々な商品及びサービスを提供し、バークレイズのリテール顧客、一般富裕層顧客及び法人顧客のニーズに応じている。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

エマージング市場

「GRCB－エマージング市場」は、アフリカ、中東及び東南アジアの14の国におけるリテール・バンキング業務及びコマーシャル・バンキング業務並びにバークレイカード業務で構成されている。

「GRCB－エマージング市場」は、ボツワナ、エジプト、ガーナ、インド、ケニア、モリシャス、パキスタン、セイシエル、タンザニア、ウガンダ、UAE、ザンビア、インドネシア及びジンバブエにおけるリテール・バンキング及びコマーシャル・バンキングの顧客にサービスを提供している。

当事業部門は、顧客及び取引先に対して、各種の商品及びサービスを提供している。これには、当座預金、貯蓄預金、投資商品、モーゲージ並びに有担保貸付及び無担保貸付が含まれる。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング アブサ

「GRCB-アブサ」は、リテール・バンキング、コマーシャル・バンキング及びバンカシユアランス部門の三つの事業部門で構成されている。アブサ・グループのその他の業務はアブサ・キャピタル、アブサ・カード及びアブサ・ウェルスであるが、これらはそれぞれ、パークレイズ・キャピタル、パークレイカード及びパークレイズ・ウェルスの一部に含まれている。

「GRCB-アブサ」は、ヨハネスブルグ・ストック・エクスチェンジ・リミテッドに上場されている、南アフリカ最大の金融サービス・グループの一つであるアブサ・グループ・リミテッドの一部門である。「GRCB-アブサ」は、当座預金、貯蓄預金商品、バンカシユアランス商品、モーゲージ、割賦金融及び資産運用を含めたあらゆるバンキング業務関連の商品及びサービスを提供している。同部門は、商業顧客及び大企業顧客を対象としてカスタマイズされたビジネス・ソリューションの提供も行っている。

アブサの業務は主として、南アフリカで行われている。このほかに、当グループはモザンビーク及びタンザニアの銀行の株式も保有している。

インベストメント・バンキング・アンド・インベストメント・マネジメント パークレイズ・キャピタル

パークレイズ・キャピタルは、世界有数の国際的な投資銀行であり、大企業、各国政府及び機関投資家に対し戦略的アドバイス、資金調達及びリスク管理のニーズに応じたあらゆる分野のソリューションを提供している。

パークレイズ・キャピタルは、戦略的アドバイス及びM&A、株式及び債券による資金調達並びに法人向け貸付並びに外国為替、金利、エクイティ及びコモディティ関連のリスク管理を含む各種のサービスを顧客に提供する国際的な投資銀行である。

その業務は主として次の3分野で構成される。即ち、コモディティ、クレジット商品、エクイティ、外国為替及び金利商品を含む「グローバル・マーケット」、法人向けアドバイス、M&A、株式及び債券による資金調達並びに法人向け貸付を含む「インベストメント・バンキング」、並びに「プライベート・エクイティ・アンド・プリンシパル・インベストメント」である。パークレイズ・キャピタルには、アブサの投資銀行業務であるアブサ・キャピタルが含まれる。

バークレイズ・キャピタルは、顧客との関係及び商品からのシナジー効果を上げるために当グループのその他すべての部門と緊密に連携している。

インベストメント・バンキング・アンド・インベストメント・マネジメント バークレイズ・グローバル・インベスターズ

世界最大級の資産運用会社であり、投資運用商品・サービスを国際的に提供しているバークレイズ・グローバル・インベスターズ（「BGI」）は、2009年12月1日にブラックロック・インク（「ブラックロック」）に売却された。同取引の結果、バークレイズは拡大後のブラックロック・グループに対して19.9%の経済的持分を有する。

インベストメント・バンキング・アンド・インベストメント・マネジメント バークレイズ・ウェルス

バークレイズ・ウェルスは、世界各国のプライベート顧客及び仲介代理店顧客に焦点を当てている。

バークレイズ・ウェルスは、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、信託業務、投資運用並びに委託売買業務を提供している。

バークレイズ・ウェルスは、顧客との関係及び商品からのシナジー効果を上げるために当グループのその他すべての部門と緊密に連携している。これには例えば、バークレイズ・キャピタル及びバークレイズ・コマーシャル・バンクが有する機関投資家向けの質の高い商品及びサービスと併せて世界で一流の投資ソリューションを提供すること等が含まれる。

本社機能及びその他の事業

本社機能及びその他の事業は、以下で構成される。

- 本社機能及び本部サポート機能
- 移行事業
- 事業部門間の調整

本社機能及びその他の事業は、以下の分野で構成される。経営執行部、ファイナンス、財務、広報、人事、戦略・企画、内部監査、法務、秘書課、不動産、税務、コンプライアンス、及びリスク部門である。全面的に各事業部門のために使われた費用については、当該部門に再計上される。移行事業は、主として特定の貸付ポートフォリオに関するものであり、これらの業務は、関係資産からの回収額を最大限にする目的で本部において管理されている。

2. 主要な経営指標等の推移

別紙に記載。

(別紙)

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2005年度、2006年度、2007年度、2008年度及び2009年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

(単位：百万ポンド)

	当グループ				
	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年
損益計算書からの 抜粋データ（注2）					
保険金控除後の収益合計	30,957	23,069	23,031	21,656	17,364
税引前利益	5,285	6,035	7,107	7,197	5,311
当期純利益	10,289	5,249	5,126	5,256	3,872
貸借対照表からの 抜粋データ					
非支配持分を除く 株主資本	55,925	41,202	29,872	25,421	22,665
資産合計	1,379,148	2,053,029	1,227,583	996,503	924,170
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	41,754	32,870	(10,198)	10,057	3,679
投資活動に使用された キャッシュ純額	12,235	(8,755)	10,016	(1,177)	(5,432)
財務活動からの キャッシュ純額	(1,160)	13,117	3,512	565	793
現金及び現金同等物 一期末現在	114,340	64,509	33,078	30,402	20,405
その他					
平均従業員数（注1）	153,800	151,500	128,900	118,600	92,800

(続き)

(単位：百万ポンド)

	当行				
	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年
損益計算書からの 抜粋データ (注2)					
保険金控除後の収益合計					11,092
税引前利益					2,652
当期純利益					2,149
貸借対照表からの 抜粋データ					
非支配持分を除く 株主資本	47,831	33,879	22,917	18,507	16,637
資産合計	1,399,428	1,987,542	1,105,807	841,557	763,448
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	26,953	41,436	(12,878)	(5,642)	13,476
投資活動に使用された キャッシュ純額	24,287	(20,840)	7,950	15,095	(9,748)
財務活動からの キャッシュ純額	(533)	9,194	2,979	460	929
現金及び現金同等物 一期末現在	96,357	48,044	21,876	23,939	13,882
その他					
平均従業員数 (注1)	92,600	84,000	71,700	64,400	62,000

(注1) 従業員数には臨時社員及び派遣職員を含まない。

(注2) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2006年度、2007年度、2008年度及び2009年度について親会社の損益計算書は表示されていない。